

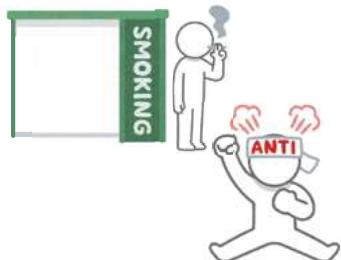
施設管理者のみなさまへ  
(20歳未満・妊娠中の方、患者さん等が主に利用する施設向け)

# 受動喫煙対策について

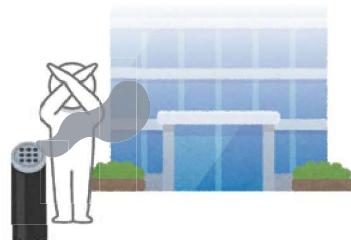
「健康増進法」及び「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」の改正により  
令和元年7月から受動喫煙対策が強化されました

経営者および施設管理者のみなさまは、利用者(従業員も含みます)が受動喫煙による健康への影響を受けないよう、受動喫煙防止対策をお願いします。  
※喫煙には、加熱式たばこも含まれます。(IQOS、PloomTECH、glo等)

- ① 禁煙エリアで喫煙している方へ  
喫煙を中止するよう  
呼びかけてください。



- ② やむを得ず屋外喫煙場所を設ける場合、裏面の設置要件を守ってください。



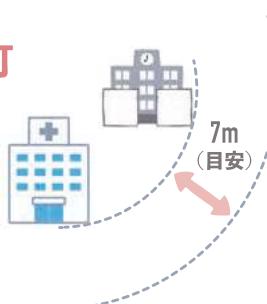
- ③ 喫煙区域に、  
20歳未満・妊娠中の方を立ち入らせないでください。



20歳未満・妊娠中の方、患者さんなどが主に利用する施設は 敷地内全面禁煙 のご対応をお願いします。

## 建物内・屋外敷地に喫煙場所設置不可 敷地周辺も喫煙禁止 ①～③

- ① 保育所、幼稚園、小・中・高校など
- ② 病院、診療所、助産所
- ③ 児童福祉施設、母子・父子福祉施設など



敷地周辺の距離要件はありませんが、目安として「敷地外周から7メートル」は路上での喫煙禁止を呼びかけていただきますようお願いします。

## 基本は、建物内・屋外敷地を禁煙 ※ 詳細は裏面をご覧ください 但し、要件を満たした屋外喫煙場所の設置は可能 ④～⑦

- ④ 大学、専修学校、各種学校、薬局など
- ⑤ あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の施術所
- ⑥ 介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター
- ⑦ 官公庁施設

- ・複合施設の場合、各施設が明確に区別されている場合は、それぞれ別の施設として取扱います。
- ・診療所の自宅部分等居住空間については、条例の規制は及ぼません。

施設利用者が受動喫煙を受けないよう対応をお願いします。

施設管理者および喫煙者が条例の内容に違反した場合は、健康局による繰り返しの指導によっても改善が見られない場合に、罰則(過料)が適用されることがあります。

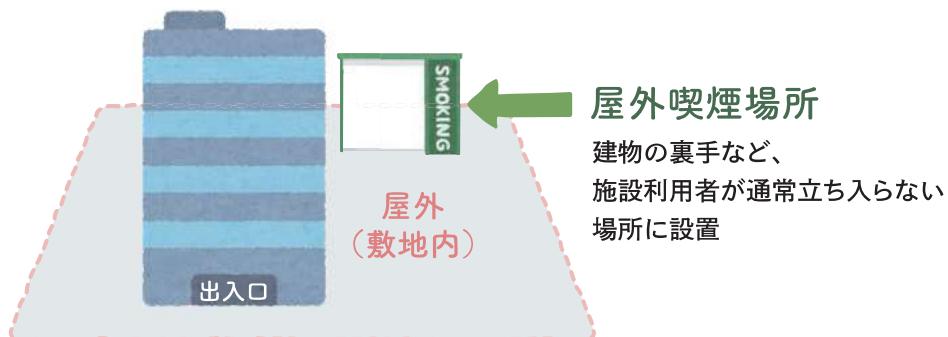


# 屋外喫煙場所の設置要件

## ① 屋上・ベランダ・建物の裏など

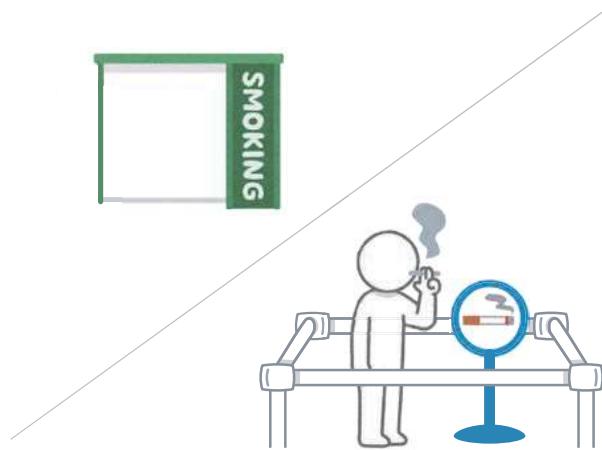
施設利用者が通常立ち入らない場所、  
近隣建物に隣接しない場所に設置

屋外喫煙場所を示す図(イメージ)



## ② 区画された場所

(パーテーション等により場所を  
明確に区別)



※①のとおり、利用者が通常立ち入らない  
場所に設置することが前提です。

## ③ 喫煙場所の入口に次の内容を含む

標識を掲示

- ・その場所が喫煙区域である
- ・20歳未満と妊娠中の方は立ち入り禁止である



標識イメージ

※ 健康局で配布しています。

屋外喫煙場所を設置可能な施設において、建物型の喫煙所の設置を検討されている場合は、財政上の支援を受けることができる場合があります。

詳しくは国のホームページをご確認ください。 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>

神戸市HP [受動喫煙の防止について](#) もご覧ください

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html>



受動喫煙防止対策に  
関するお問合せ先

神戸市健康局健康企画課

TEL 078-322-5077 FAX 078-322-6053